第六十六期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部	
流動資産	五二、五三二、六六四
固定資産	三、〇九三、八一五、二九八
有形固定資産	一、八一六、九〇六、一三三
無形固定資産	四六七、七七二、〇八三
投資その他の資産	八〇九、一三七、〇八二
繰延資産	八、三八一、〇八二
合計	三、一五四、七二九、〇四四
負債の部	
流動負債	四二五、四七七、五一五
（うち修繕引当金）	（六四、〇〇〇、〇〇〇）
固定負債	一、二二四、九三三、五二〇
純資産の部	
株主資本	一、五〇四、三一八、〇〇九
資本金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八一、〇一九、五七三
利益剰余金	一、二二三、二九八、四三六
利益準備金	六、〇〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	一、二一七、二九八、四三六
（うち当期純利益）	（一五一、七一六、八四一）
合計	三、一五四、七二九、〇四四

平成二十七年七月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

日豊土地建物株式会社

代表取締役　釘宮　徹郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市押分字須加原九二番地二、最後の住所宮城県岩沼市押分字須加原一三一番地の一五　被相続人　亡　小林きしの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

事務所宮城県岩沼市二木二丁目九番二号

相続財産管理人　司法書士　松浦　大三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区荒浜字北丁四八番地、最後の住所仙台市青葉区東勝山三丁目一番三号シティーハイツ庄子A―一〇五

被相続人　亡　中島惣右エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

仙台市青葉区一番町一―一二―二〇　ライオンズマンション一番町一一〇五　弁護士法人　希望

相続財産管理人　弁護士　薄井　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡最上町大字堺田五八番地、最後の住所群馬県前橋市下小出町一丁目一番地二〇　エクシード原嶋二―C号

被相続人　亡　有路　敏美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号　石原・関・猿谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市本町二丁目一八〇九番地、最後の住所埼玉県朝霞市本町二丁目二〇番二九号

被相続人　亡　平井　勝文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―三―一九　新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　沼尻　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市千日町七番地の一二、最後の住所千葉県市川市新田三丁目一三番一五―二〇九号

被相続人　亡　後藤　光宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

事務所千葉県市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階B室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市南逆井七丁目一八一九番地五四、最後の住所千葉県柏市南逆井七丁目一二番三六号

被相続人　亡　田中　輝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

事務所千葉県柏市柏一―五―一〇　水戸屋壱番館ビル四階　弁護士法人よつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松村　茉里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良市平松七四六三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　新留　實志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング三階　丸の内ソレイユ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阿部栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字新光五〇番地三二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

東京都豊島区東池袋一―二五―八タカセビル本館八階TGSパートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川五丁目四七八番地、最後の住所東京都品川区南品川四丁目八番七号

被相続人　亡　幸村　節男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪四丁目五三番地、最後の住所東京都大田区雪谷大塚町七番三号セリゼ雪が谷六〇一寺下方

被相続人　亡　奥平登代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

第４期決算公告　平成27年６月26日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

株式会社Ruby I

代表取締役　村本　修

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,505,007
	資産合計	2,505,007
負債及び純資産の部	流動負債	949
	負債合計	949
	株主資本	2,504,057
	資本金	0
	資本剰余金	3,767,999
	資本準備金	3,767,999
	利益剰余金	△1,263,942
	その他利益剰余金	△1,263,942
	（うち当期純損失）	(1,184)
	純資産合計	2,504,057
	負債・純資産合計	2,505,007